全日本柔道少年団規約

第1章 総 則

- 第1条(名 称) 本団は全日本柔道少年団と称す。
- 第2条(事務所) 本団の事務所を東京都文京区春日1-16-30(公財)講道館内に置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条(目 的) 本団は全国の少年柔道組織の充実・発展をはかり、講道館柔道を通じて 少年の心身の健全な育成を資することを目的とする。
- 第4条(事業)本団は前条の目的を達成するために次の事業を行う。 実施に際しては 講道館、全日本柔道連盟、各部道府県柔道連盟(協会)その他関係柔道団体と 密接な連携のもとに行うものとする。
 - 1. 指導者の講習会、研究会の開催及び後援
 - 2. 全国少年柔道大会及び少年柔道練成大会の開催
 - 3. 都道府県柔道少年団、分団相互の交歓、交流活動の後援
 - 4. 少年柔道の国際交流
 - 5. 少年柔道に関する調査、資料の収集
 - 6. その他本団の目的達成に必要な事項

第3章 組織及び加盟

- 第5条(組織) 本団は原則として中学生以下の少年(少女も含む)及びその指導者をもって構成された柔道団体(分団と称する)をもって組織する。
- 第6条 各都道府県の分団を統轄し、分団相互の交流、連絡を密にするため都道府県柔道少年団を置く(例:東京都柔道少年団)。
- 第7条(加 盟) 本団への加盟は所定の用紙に必要事項を記入し、本団及び所属都道府 県柔道少年団に各1部提出するものとする。

第4章 役 員

- 第8条(役員) 本団に次の役員を置く。
 - 1. 団長 1名
 - 2. 副団長 3名以内
 - 3. 理事長 1名

- 4. 副理事長 2名
- 5. 常任理事 25 名以内
- 6. 理事 62 名以内
- 7. 監事 2名

第9条(名誉役員) 本団に次の名誉役員を置くことができる。

- 1. 名誉団長 若干名
- 2. 名誉顧問 若干名
- 3. 顧問 若干名
- 4. 相談役 若干名
- 5. 参与 若干名
- 第10条(役員の任期) 本団の任期は2ヶ年とする。但し再任を妨げない。

役員と補欠または増員により専任された役員の任期は相当役員の残余任期とする。 第11条(役員の選任) 役員の選任は次による。

- 1. 団長及び副団長は理事会において推薦する。
- 2. 理事は原則として各部道府県少年団長とする。
- 3. 団長は15名を越えない範囲で理事を指名委嘱することができる。
- 4. 理事長は理事の互選による。副理事長は理事長の指名による。
- 5. 常任理事は各地区内理事より1名宛に選出された計10名以内及び団長・理事長の推薦により理事中より委嘱された15名以内とする。
- 6. 都道府県柔道少年団長は各部道府県内分団長によって選出する。
- 7. 監事は理事会において推薦、団長はこれを委嘱する。
- 第12条(名誉役員の委嘱) 名誉団長は講道館名誉館長ならびに講道館長を推戴する。 名誉顧問、顧問、相談役、参与は学識経験者または本団に功績のあった者のうち から理事会の議決をへて団長が委嘱する。

第13条(役員の職務)

- 1. 団長は本団を代表し団務を統轄する。副団長は団長を補佐し団長事故あるとき は職務を代行する。
- 2. 理事は本団役員とともに理事会を組織する。
- 3. 理事長、副理事長、常任理事は団務の処理にあたる。
- 4. 都道府県柔道少年団長は都道府県の分団を統轄する。
- 5. 監事は団務、会計を監査する。また、各種会議に出席し意見を述べることができる。ただし、表決には加わることはできない。
- 6. 名誉顧問、顧問、相談役及び参与は理事会の諮問に応じ、または本団の各種会

議に出席して意見を述べることができる。 ただし表決に加わることはできない。

第5章 会 義

- 第14条(会 議) 本団の会議は常任理事会、理事会とする。
 - 1. 常任理事会は団長が招集し、その議長となり予算、決算、事業、その他の重要 事項を審議 決定し、次の理事会に報告し承認を得る。
 - 2. 理事会は団長が招集し、その議長となり団務のすべてについて審議決定する。
- 第15条(会議の成立) 各会議は定数の過半数(含委任状)をもって成立し、議事は出席者 の過半数をもって決する。可否同数のときは議長がこれを決定する。
- 第16条(議事録) 各会議は議事録を作成し議事録署名人2名の署名捺印の上これを保存する。

第6章 会 計

- 第17条(会計) 本団の経費は加盟分団の分担金、助成金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。分担金納入方法は別に定める。
- 第18条 本団の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

第19条 本団に事務局を置く。事務局に関する規定及び慶弔規定はこれを別に定める。

第8章 付 則

- 第20条 本規約は理事会の議決によらなければ変更することが出来ない。
- 第21条 この規約は平成26年4月1日より実施する。